

平成19年度

関西文化学術研究都市建設推進に係る

税制に関する要望書

関西文化学術研究都市建設推進協議会

關西文化學術研究都市建設推進協議会

会 長 荒 卷 禎 一

代表委員

關西經濟連合会会長 秋 山 喜 久

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

大 阪 府 知 事 太 田 房 江

奈 良 県 知 事 柿 本 善 也

京都商工会議所会頭 村 田 純 一

大阪商工会議所会頭 野 村 明 雄

奈良商工会議所会頭 西 口 廣 宗

財団法人關西文化學術研究都市推進機構

理 事 長 立 石 義 雄

関西文化学術研究都市における国税及び地方税の優遇措置 について

平素は、関西文化学術研究都市の建設推進に格段の御協力、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本都市は、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、創造的かつ国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指し、産学官の連携の下、民間活力を最大限に活用してその建設が進められております。

さて、平成19年度税制改正については、「租税特別措置」の見直しを含め、御検討、御審議されることと存じますが、「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づく国税及び地方税の優遇措置については、本都市に立地を検討している企業にとって大きなインセンティブとなっており、これまで、先端的な研究施設などの立地が概ね順調に進むなど、本都市の建設は着実に進展しております。しかしながら、未だ、十分な都市形成には至っておらず、今後も文化学術研究施設の立地等を積極的に促進するとともに、一層の研究開発活動の活性化を図る必要があります。

つきましては、文化学術研究施設の立地を促進し、十分な都市形成を図るため、平成19年3月31日で期限切れとなる本都市における文化学術研究施設整備等に対する国税（租税特別措置法）及び地方税の特例措置並びに地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補填措置について、適用期限の2年間の延長をお願い申し上げます。

(参 考)

【現行の特例措置等の内容】

1 文化学術研究施設

税 目		特 例 措 置 等 の 内 容	
国 税	法 人 税	特 別 償 却 建物及びその附属設備 12/100 機械及び装置 24/100	
地 方 税	府 県	不 均 一 課 税 不動産取得税 家屋 0.35/100(通常税率 3.5%) 土地 0.3/100(通常税率 3%)	地 方 交 付 税 に よ る 減 収 補 填 措 置
		固 定 資 産 税 (大規模償却資産) 不均一課税 1年目 0.14/100 2年目 0.467/100 3年目 0.933/100 (通常税率 1.4%)	
	市 町	固 定 資 産 税	
	事 業 所 税	資 産 割 の 課 税 標 準 5 年 間 1/2 控 除	

2 文化学術研究交流施設

税 目		特 例 措 置 等 の 内 容
地 方 税	府 県	不 均 一 課 税 不動産取得税 家屋 課税標準 1/2 控除 家屋の敷地である土地 税額 1/2 減額
		固 定 資 産 税 (大規模償却資産)
	市 町	固 定 資 産 税 家屋 5 年間課税標準 1/2 控除